

# 労 災 保 険 実 務 セ ミ ナ ー

業務に関して脳心臓疾患や精神疾患が発生し、過重労働によるものとして労災認定されると、労働基準法違反として刑事責任が問われるだけでなく、安全衛生配慮義務違反（労働契約法5条）として民事賠償責任が問われる事案が増えています。



このような状況下で、令和5年9月には精神障害の労災認定基準が改正されました。人事労務担当者等には「どのような場合に、労災と認められるか？」等の十分な知識が求められています。



本セミナーでは、災害発生から給付の手続きまでで、労働基準監督署に多く寄せられる相談事例を中心に説明します。

## ◇内 容【対象者】

- ①初級編 労災保険の基礎知識  
【新任人事労務担当者等】
- ②中級編 労災保険給付の実務知識(請求書の記載要領)  
【人事労務担当者等】
- ③上級編 労災保険事例研修  
【企業経営者・人事労務担当者等】

## ◇日 時・場 所

### ■開催日

- ①初級編 令和6年 8月 2日(金)
- ②中級編 令和6年 9月 9日(月)
- ③上級編 令和6年10月30日(水)

### ■時間(①~③とも)

13時30分~16時30分

### ■場 所

エル・おおさか南館 当連合会 常設会場

## ◇講 師

元厚生労働事務官

(大阪労働局の労災部門に長年勤務)

## ◇受講料

## ◇テキスト

受講料 (テキスト代、消費税を含む)

- ①初級編 会員 7,000円 / 一般 8,000円
- ②中級編 会員 7,000円 / 一般 8,000円
- ③上級編 会員 7,000円 / 一般 8,000円

7,000円 (受講料 6,364円 + 10%消費税 636円)  
8,000円 (受講料 7,273円 + 10%消費税 727円)

※会員：当連合会・支部及び大阪府下の労働基準協会会員  
一般：上記会員以外の方

### テキスト

- ①初級編 「労災保険給付の手続き」
- ②中級編 「実務に即した労災認定の考え方と申請のポイント」
- ③上級編 「労災保険Q&A」

## ◇申込要領

当会のホームページトップ画面の「[インターネット予約](#)」からお申込いただき、申込後14日以内に受講料を銀行に振り込み願います。

入金を確認できましたら受講票、領収証をメール送信させていただきます。申込み手続き終了後は、受講料金は返金できません。

【公式】LINEはじめました！友だちになって最新情報をGETしよう



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関<登録第1号>

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4F

TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp>

適格請求書発行事業者の登録番号：T7120005015256

